

## 背景

- 一般的な船舶の安全に関する条約において、原則として漁船は適用除外。
- 国際海事機関(IMO)の下で、漁船の安全のためのトレモリノス条約が採択されたが、未発効。同条約を修正するトレモリノス議定書が採択されたが、アジアの漁船に不利な内容のため未発効。
  - ➡ 海難の多い漁船の国際的な安全基準がない状況が継続。
- 2012年、アジアの漁船の実態を考慮する形で、トレモリノス議定書を修正する本協定を採択。

## 主な内容

### ①漁船の構造及び設備に関する規則 (本協定によって修正され、実施されるもの。)

- ・ 構造、復原性、防火・消火、救命設備、無線通信、航海設備等の規則
- ・ 締約国による定期的な検査及び国際漁船安全証書の発給

### ②規則の対象となる漁船

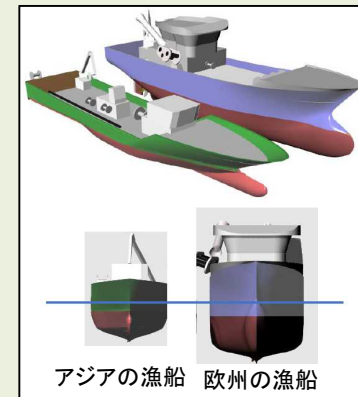
締約国は、自国籍の漁船に一律に適用される測定的基础として、長さ(24メートル以上)又は総トン数(300トン以上)のいずれかを選択。

(注)従前の条約(未発効)は長さのみを測定の基礎として規則を定めたため、同じ長さでも容積の小さいアジアの漁船には不利であった。

### ③発効要件

22か国以上の国であって、その対象漁船総数が3,600隻以上となるものが締結した日の12か月後に発効。

(注)2019年に本協定の2022年までの締結を目指す宣言が発出されており(最終的に51か国署名。日本は署名せず。)、同宣言に署名した未締結国が全て締結すれば、十分に発効要件を満たす見通し。



アジアの漁船 欧州の漁船  
同程度の長さを有する漁船の比較



(参考)

### ■ 協定締結国数: 17か国 (2022年4月1日現在)

アイスランド、オランダ、クック、クロアチア、ケニア、コンゴ(共)、サントメ・プリンシペ、スペイン、セントクリストファー・ネイビス、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ペルー、フィンランド、フランス、ベルギー、南アフリカ  
(対象漁船総数は1,925隻。)

### ■ 主要未締結国の発効要件対象漁船隻数 (日本の隻数は水産庁データ。それ以外の国の隻数は、国連食糧農業機関(FAO)のデータベースを基に作成した参考値(2021年10月現在。))

- 日本 : 582隻
- 中国 : 1,516隻
- 米国 : 1,499隻
- アルゼンチン : 364隻
- 韓国 : 250隻
- パナマ : 219隻
- 英国 : 203隻
- インドネシア : 186隻

## 早期締結の必要性

- 漁船の安全のための国際協力を推進し、我が国の漁船の安全性を向上させることは重要。
- 我が国が未締結のまま本協定が発効する場合、本協定が規定する国際漁船安全証書を保有しない日本籍漁船の国外における漁業活動に支障が出る可能性あり。
  - ➡ 本協定が近く発効する見通しの中、発効当初から、我が国が国際漁船安全証書を発給する体制を確保することが不可欠。

# ケーブルタウン協定第8章 操練等の規定及び国内対応

- 協定第8章の対象となる漁船は、現存船含む長さ24m以上又は国際総トン数300トン以上の漁船。
- 協定第8章では、主に「非常配置表の作成」や「退船訓練及び操練」に関する事項を規定。
- なお、協定第1章においては、主管庁は、一定の条件の下、排他的経済水域内で操業する漁船について、協定の適用を除外することが可能な旨、規定。

## 協定を批准するに当たり対応が必要な国内法令

事項	協定第8章	国内法令 (船員法及び船員法施行規則)	対応
非常配置表の作成及び掲示	国際総トン数300トン以上の漁船を対象	総トン数5トン以上の漁船を対象 (専ら沿海区域※において従事する漁船を除く) ※沿岸から20海里程度	専ら沿海区域において従事する漁船については、協定第1章の適用除外規定により、対象外とすることで現行規制を維持。
退船訓練及び操練	国際総トン数300トン以上の漁船を対象	総トン数5トン以上の漁船を対象 (専ら沿海区域において従事する漁船は除く)	
	前月の訓練に25%の乗組員が参加しなかった場合は出航後24時間以内に実施	外洋大型漁船(国際航海に従事する国際総トン数500トン以上の漁船)を対象 それ以外は対象外	外洋大型漁船の定義を国際総トン数300トン以上に切り下げる。(規制強化) なお、国際航海に従事しない漁船については、協定第1章の適用除外規定により、対象外とすることで現行規制を維持。
	救命艇の進水及び操船は3月に1回	外洋大型漁船は3月に1回 それ以外は1年に1回	
	救助艇操練は3月に1回	外洋大型漁船は3月に1回 それ以外は1年に1回	

# 国内法令における非常配置表及び操練の規定

## 非常配置表

※ 船員法第14条の3 第1項

船舶に危険があるとき、衝突した時などにおける作業について乗組員の非常配置を定めておくもの。記載しておくべき作業配置は以下のとおり。

- ①水密保持や防水作業      ②防火戸の閉鎖等の消火作業
- ③救命艇等の降下及び操縦      ④旅客の招集及び誘導      等



## 操 練

※ 船員法第14条の3 第2項

非常の場合のために必要な乗組員に対する操練は以下のとおり。(船種等により実施頻度等に差異あり。)

防火操練

防水操練

密閉区画操練

損傷制御操練

救助艇操練

非常操舵操練

発航直前操練

旅客避難操練

## 救命艇等操練

※ 搭載船舶に限る

救命艇等の振出し又は降下及びその付属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明器具を使用すること。(船員法施行規則第3条の4第1項第2号)

【振出し】



【降下】



【進水及び操船】

